

社会福祉法人に対する指導監査における指導事例

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員会について、運営細則を定めていない。また、任期が過ぎているにも関わらず、選任の手続きがされていない。	評議員選任・解任委員会について、運営細則を定めること。 また、評議員選任・解任委員会委員は運営細則に基づき運営し、委員候補者は法人運営の状況を把握し、業務執行に責任を負う理事会において推薦すること。	指導監査が「ド」ライク I
	評議員選任・解任委員会の議事録が保存されていないため、評議員の選任が適正に行われているか確認できない。	評議員選任・解任委員会については、法人が定めた運営細則に基づき運用すること。 また、適正な手続により評議員の選任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成すること。	指導監査が「ド」ライク I
評議員の選任	評議員の選任について、評議員の就任の意思表示があったことが確認できない。	評議員の就任の意思表示については、文書（就任承諾書の徴収等）により行い、当該文書を保存すること。	指導監査が「ド」ライク I-3(1)-1
	評議員の選任手続きにおいて、評議員となることができない者又は適切ではない者でないことを確認していない。	評議員の選任手続きにおいて、評議員候補者に対して欠格事由に該当しないこと、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊関係にある者がいないこと又は暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。	指導監査が「ド」ライク I-3(1)-2
	過去2年間における評議員会を全て欠席した評議員がいる。	評議員会の役割の重要性に鑑みると、評議員の欠席が続くことは適当ではないため、評議員が出席できるよう日程調整等の配慮を行うこと。	指導監査が「ド」ライク I-3(1)-2
評議員会の招集・運営	評議員会の決議について、決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認していない。	評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する者が加わることができないことから、当該特別の利害関係を有する者の存否について、決議を行う前に各評議員に確認すること。	指導監査が「ド」ライク I-3(2)-2
	決議があったとみなされた評議員会において、書面又は電磁的記録による評議員全員の同意の意思表示がない。	理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすには、評議員全員から書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得る必要があることから、全員から意思表示を得ること。また、全員から同意の意思表示が得られない場合には、速やかに、評議員会を招集すること。	指導監査が「ド」ライク I-3(2)-2
	評議員会議事録について、定款で定める議事録署名人が、署名又は記名押印していない。	評議員会の議事録には、定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印をすること。	指導監査が「ド」ライク I-3(2)-3

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
評議員会の招集・運営	評議員会の議事録について、記載事項である「評議員会の議事の経過の要領及びその結果」、「評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称」が正しく記録されていない。	評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容については法人にとって重要な資料であることから、適正に記録すること。	指導監査が「ド」ライク I-3(2)-3
	評議員会の議事録の必要事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていない。	厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成すること。	指導監査が「ド」ライク I-3(2)-3
	評議員会の議事録が事務所に備え置かれていない。	法人には、評議員会の議事内容を、評議員や債権者が閲覧できるようにすることが義務付けられていることから、適正に議事録を作成し、評議員会の日から10年間、事務所に備え置くこと。	指導監査が「ド」ライク I-3(2)-3
決算手続	計算書類の附属明細書について、理事会の承認を受けていない。	計算書類関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録は、理事会の承認を受けること。	指導監査が「ド」ライク I-3(2)-4
理事の選任及び解任	理事の選任について、就任の意思表示があったことが確認できない。	理事の就任の意思表示については、文書（就任承諾書の徴収等）により行い、当該文書を保存すること。	指導監査が「ド」ライク I-4(2)-1
理事の適格性	理事の選任手続きにおいて、理事となることができない者又は適切ではない者でないことを確認していない。	理事の選任手続きにおいて、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。	指導監査が「ド」ライク I-4(3)-1
	理事会への欠席が継続している理事がいる。	理事会の役割の重要性に鑑みると、理事の欠席が続くことは適当ではないため、理事が出席できるよう日程調整等の配慮を行うこと。	指導監査が「ド」ライク I-4(3)-1
監事の選任及び解任	監事の選任について、就任の意思表示があったことが確認できない。	監事の就任の意思表示については、文書（就任承諾書の徴収等）により行い、当該文書を保存すること。	指導監査が「ド」ライク I-5(2)-1
	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。	理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得ること。 なお、監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類については、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。	指導監査が「ド」ライク I-5(2)-1

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
監事の選任及び解任	監事の選任手続きにおいて、監事となることができない者又は適切ではない者でないことを確認していない。	監事の選任手続きにおいて、監事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、理事又は職員を兼ねていないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。	指導監査が 1ドライ I-5(2)-2
監事の職務・義務	理事会を2回以上続けて欠席した監事がある。	監事は理事会に出席し、必要に応じて意見を述べる義務があることから、監事が理事会に出席できるよう日程調整等の配慮を行うこと。	指導監査が 1ドライ I-5(3)-1
理事会の審議状況	理事会の決議について、決議に特別の利害関係を有する理事がいるかを確認していない。	理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する者が加わることができないことから、当該特別の利害関係を有する者の存否について、決議を行う前に各理事に確認すること。	指導監査が 1ドライ I-6(1)-2
	事業の廃止について、理事会の決議が行われていない。	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止に関する事項については、法人運営に関する重要な事項であり、理事長等に委任することができないため、理事会の決議を行うこと。	指導監査が 1ドライ I-6(1)-2
理事会の記録	理事会議事録について、定款で定める議事録署名人が、署名又は記名押印していない。	理事会の議事録には、定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印をすること。	指導監査が 1ドライ I-6(2)-1
	理事会の議事録が事務所に備え置かれていない。	法人は、評議員や債権者が理事会の議事内容の閲覧等を行えるようにするため、適正に議事録を作成し、理事会の日から10年間、事務所に備え置くこと。	指導監査が 1ドライ I-6(2)-1
	理事会の議事録が作成されていない。	理事会は、法人運営に関する重要な決定を行うものであり、その決議の内容については適切に記録される必要があるため、法令に従って議事録を作成すること。また、議事録は、評議員や債権者が閲覧等を行えるよう決議があったものとみなされた日から10年間、事務所に備え置くこと。	指導監査が 1ドライ I-6(2)-1
債権債務の状況	借入について、理事会の決議を受けたくて行われていない。	借入は、法人の経営に影響を与えるおそれがあり、理事会が理事長等の理事に委任することができないこととされているため、理事会の決議を受けて行うこと。	指導監査が 1ドライ I-6(3)-1
報酬	監事に報酬を支払っているが、定款又は評議員の決議によって報酬等の額が定められていない。また、監事に対する報酬等について、報酬等の支給基準が定められていない。	役員（理事及び監事）の報酬等については、法人の公益性を確保するとともに、法人の事業運営の透明性の向上を図るため、定款又は評議員会の決議により定めること。また、厚生労働省令で定めるところにより、報酬等の支給基準を定め、評議員の承認をうけ、公表すること。	指導監査が 1ドライ I-8(1)-3

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
基本財産	基本財産である土地及び建物について、不動産の登記が適正にされていない。	基本財産である不動産の登記は適正に行うこと。	指導監査が 10 ライⅢ-2(1)-1
登記	代表権を有する者の氏名の変更について、変更が生じたときから2週間以内に登記が行われていない。	登記事項に変更が生じた場合には、2週間以内に変更登記を行うこと。	指導監査が 10 ライⅢ-4(4)-3
	資産の総額について、会計年度終了後3か月以内に変更の登記が行われていない。	資産の総額に係る変更登記は、会計年度終了後、3か月以内に変更登記を行うこと。	指導監査が 10 ライⅢ-4(4)-3
	資産の総額の登記について、登記された額が、理事会の承認を受けた財産目録（又は資産の総額が判明する貸借対照表）の額と異なる。	資産総額の変更に係る登記については、理事会の承認を受けた財産目録（又は資産の総額が判明する貸借対照表）に基づいて行うこと。	指導監査が 10 ライⅢ-4(4)-3